

高岡市チップパー機貸出事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高岡市チップパー機貸出事業におけるチップパー機の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象機器)

第2条 貸出の対象機器は、高岡市がリース会社と契約を行い、提供を受けた機器とする。

(貸出対象者)

第3条 機器の貸出を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市内の里山再生整備事業取組組織
- (2) 高岡市内の森林・山村多面的機能発揮対策事業等取組組織
- (3) その他高岡市が機器の貸出を適当と認めた団体

(貸出対象活動)

第4条 機器の貸出を受けることができる活動は、次のとおりとする。

- (1) 里山再生整備事業
- (2) 森林・山村多面的機能発揮対策事業
- (3) その他高岡市が機器の貸出が適当と認めた活動

(貸出期間)

第5条 機器の貸出を受けることができる期間は、1回あたり3日を限度とする。

2 貸出期間は事業年度を超えないものとする。

(無償貸出)

第6条 機器の貸出料は、無償とする。

(貸出申請)

第7条 機器の貸出を希望する者は、別に定める「高岡市チップパー機貸出申請書」を高岡市に提出するものとする。

(貸出の許可)

第8条 高岡市は、前条の申請書を受理したときは、使用目的、機器の数量を確認の上、貸出の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

(遵守事項)

第9条 機器の貸出を受ける者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出した機器を使用目的以外で使用しないこと。
- (2) 始業前に必ず機器の点検を行い、安全対策に万全を期すこと。
- (3) 作業中は皮手袋(軍手不可)、作業服、作業用靴、ヘルメットを着用すること。
- (4) 貸出機器使用中の事故やケガ等については、高岡市及びリース会社に対して一切責任を求めないこと。
- (5) 貸出した機器は、清掃等現状を回復した上で返却すること。
- (6) 貸出した機器に損害が生じたときは、その事実発生後、直ちにその状況を報告すること。また、高岡市から損害賠償請求があった場合は、請求に従い支払うこと。

(7) その他高岡市から指示があった場合は、協議等に応じること。

(機器の返却)

第10条 機器の貸出を受けた者は、貸出期間が終了したときは、機器に故障、破損個所等がないことを確認し、清掃を行った上で、高岡市に返却しなければならない。

2 高岡市は、返却を受けたときは、機器の状態を確認するものとし、故障、破損、清掃の未完了等を発見したときは、補正を求める等、必要な措置を講ずることができる。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。